

## 論点・検討の方向性（第2回検討会時点案）

## 【背景】

- 平成18年より大規模盛土造成地の滑動崩落防止対策に対する国の財政支援が行われるようになり、再度災害防止対策として活用されてきた。
- 東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震等による大規模盛土造成地の滑動崩落の発生により、予防的な対策の必要性が改めて認識された。
- 宅地造成等規制法上、宅地の保全はその所有者、管理者、占有者等（所有者等）が行うこととされているが、これまでの大規模盛土造成地の滑動崩落防止対策は、事前（予防）、事後（復旧）を問わず、地方公共団体がやっている。
- 地方公共団体が設置した滑動崩落防止施設については、地方公共団体が保全条例を定めること等により維持保全を図る場合や、宅地の所有者に施設を引き渡す場合などがある。

## 【大規模盛土造成地崩落防止事業等のあり方に関する検討の論点】

- ① 災害復旧と併せて行う滑動崩落防止対策を円滑化するにはどのような方策があるか。  
例) 地方公共団体が主体となり事業を迅速化する（被災原因究明、対策工検討、関係者調整等）、被災者の自己復旧を支援するための手引き等を作成・公表する、他の被災公共施設の管理者と連携して復旧を行う 等
- ② 複数の敷地にわたって面的に実施する必要がある滑動崩落防止対策にあたって、地方公共団体はどのような関与をすべきか。  
例) 地方公共団体が事業主体となり対策工事を行う、住民による取組を促しつつ必要な支援を行う、対策用地として公共施設用地を提供・活用する 等
- ③ 地方公共団体が事業主体となる場合、どのようなケースに関与するべきか。想定される被害の規模や範囲、まちづくりとの関係を考慮するべきか。  
例) 人的被害が想定される場合、大規模な物的被害が想定される場合、道路などの公共的な施設への被害も想定される場合、まちづくり上重要な立地にある宅地である場合、災害復旧の一環として行う場合 等
- ④ 滑動崩落防止対策施設のうち、公共はどのような施設について負担するか。また、宅地所有者等はどのような施設を負担し、負担はどのようなかたちで行うか。  
例) 公共は面的な滑動崩落防止対策のための施設（抑止杭等）を負担する、宅地所有者等は個別宅地に係る施設（擁壁等）について負担する、負担金徴収にあたり条例を定める 等
- ⑤ 設置した滑動崩落防止施設は、どのように維持管理していくべきか。  
例) 施設を設置した地方公共団体が維持管理を行う（公有地に設置する場合、あるいは民有地で貸借契約を結ぶ場合）、条例等により施設を損壊しないよう土地利用を制限する（民有地に設置する場合）、宅地所有者に委ねる（施設を宅地所有者に譲渡する場合） 等